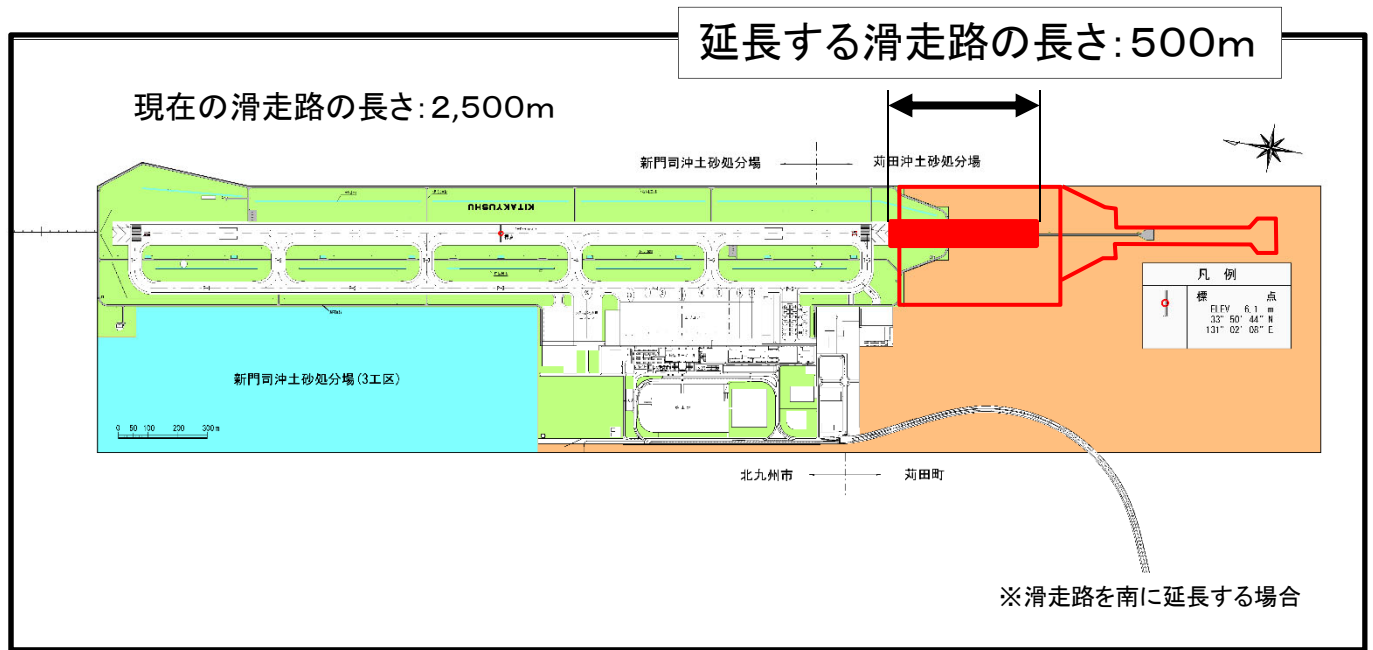


環境影響評価法に係る手続きについて

令和3年2月4日

国土交通省大阪航空局
国土交通省九州地方整備局

○ 本事業の規模



○ 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象事業

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	イ 飛行場及びその施設の設置の事業(長さが2,500メートル以上である滑走路を設けるものに限る。)	飛行場及びその施設の設置の事業(長さが1,875メートル以上2,500メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが2,500メートル以上であるものに限る。)	滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが1,875メートル以上2,500メートル未満であるものに限るものとし、この項のロの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが2,500メートル以上であり、かつ、滑走路を500メートル以上延長するものに限る。)	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であり、かつ、滑走路を375メートル以上延長するものに限るものとし、この項のハの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)

出典: 環境影響評価法施行令別表第1 一部抜粋し加工

本事業は、延長後の滑走路の長さが3,000mであり、かつ、滑走路を500m延長するものであるため、環境影響評価法上の第一種事業の要件に該当し、同法に基づく環境アセスメントを実施する必要がある。

計画段階環境配慮書

配慮書の作成

関係する行政機関に送付
配慮書の公告・縦覧

一般の方からの意見提出

知事からの意見提出

市町村長からの意見提出

国土交通大臣からの意見提出

環境大臣からの意見提出

環境影響評価方法書

方法書の作成

方法書の公告・縦覧・説明会

一般の方からの意見提出

意見概要を知事、
市町村長に送付

知事からの意見提出

市町村長からの意見提出

環境影響評価項目・手法の選定

環境影響評価準備書

現地調査・予測・評価の実施
環境保全措置の検討

準備書の作成

準備書の公告・縦覧・説明会

一般の方からの意見提出

意見概要・見解書を知事、
市町村長に送付

知事からの意見提出

市町村長からの意見提出

